

J R 東海労働関西地「申」第5号
2 0 1 8 年 9 月 5 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

JR東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

「台風20号接近による列車運行」に関する申し入れ

8月23日、台風20号が近畿地方に上陸した。

東海道新幹線では、23日未明にかけて断続的に岐阜羽島駅～新大阪駅間の3箇所風の風速計で風速30m/s以上を記録し長時間に亘り運転抑止が発生した。

J R 西日本は、台風の接近により近畿圏の在来線では20時以降運転本数を減らし、山陽新幹線では18時以降の東海道新幹線からの直通運転を打ち切るなど早目の対策が取られた。しかし、東海道新幹線は東京～新大阪駅間の運転を打ち切ることなく列車運行を継続し、のぞみ265号が翌24日、4時20分頃に新大阪駅に到着するなどした。

会社は、あらかじめ気象庁からの発表で近畿地方への上陸が予測できたにも関わらず、東海道新幹線の列車運行を優先させた結果、大幅な列車遅延が発生し利用された多くのお客様に多大な迷惑をお掛けした。また、乗務員運用に際し、睡眠も儘らない中で乗務に従事させたことは、お客様の安全を守るどころか、乗務員の身体的疲弊やそれによる運転責任事故を誘発させかねない重大な問題があったと考える。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 台風20号の進路予想は、あらかじめ予測できたにも関わらず、東海道新幹線、東京～新大阪駅間の全列車を強行運行した理由を明らかにすること。また、列車運行を決定した責任者は、どこの誰が判断するのか明らかにすること。
2. 新幹線の風速計が風速30m/s以上を記録し規制値を超えた為、運転を見合わせたとされている。規制値を超えた風速計の設置箇所を明らかにすること。
3. 東海道新幹線で規制値を超えた風速計の、8月23日21時から8月24日4時までのデータを全てを明らかにすること。
4. 台風20号で影響を受けた列車本数及び旅客数を詳細に明らかにすること。また、のぞみ265号（新大阪行き）及び、のぞみ64号（東京行き）の終着駅到着時刻を明らかにす

ること。

5. 新幹線運転再開に至るまでの、「緊急巡回」等の安全確認の詳細について全て明らかにすること。
6. 新幹線運転再開後、のぞみ98号（名古屋行き）が京都～米原間で異音を感知し緊急停止した。その詳細を明らかにすること。
7. 新幹線乗務員で労働外時間が僅少で睡眠なしで、乗務した乗務員総数（全運輸所）を明らかにすること。
8. 労働外時間が僅少となり睡眠が取れない乗務員に対して、代替乗務員が必然と考える。会社の見解を明らかにすること。
9. 今後、労働外時間が僅少で睡眠が取れなかった乗務員に対しては、会社が責任を持って代替乗務員の手配を行うこと。
10. 休憩用列車を設置した全駅と本数を明らかにすること。
11. 新大阪駅構内やホーム上にて仮眠を取られたお客様に対し、毛布やブルーシート等救済措置を取ったのか明らかにすること。
12. 新大阪駅では、休憩用列車を利用するお客様に対して「一旦改札口で証明を受けてからの休憩列車利用になる」案内をしていたが、その事実はあるのか明らかにすること。それが事実ならば証明の内容及び目的を明らかにすること。
13. 今回の大規模輸送障害に際し、長時間の乗務労働で疲弊した乗務員に配慮し、軽食やドリンク等配給があつて然るべきである。会社の考えを明らかにすること。
14. 今後は、大規模輸送障害に際し、待機乗務員を含めた全乗務員に対し、会社が責任を持って食事等の手配をすること。
15. 今後、台風等大規模輸送障害が予測できる場合は、東海道新幹線や在来線の全ての列車運行に対し、運転中止や運転打ち切りの対策を講じ、利用者に事前に周知すること。
16. 今後、台風等大規模輸送障害が予測できる場合は、乗客・乗務員の安全確保を第一に考え、運行優先・営利優先の考えを止めること。

以上